

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第45号**

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

香川県環境影響評価条例施行規則（平成11年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 <u>配慮書の作成等（第3条の2—第3条の10）</u></p> <p>第2節・第3節 略</p> <p>第4節 <u>評価書の作成等（第29条—第33条の2）</u></p> <p>第5節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 <u>事後調査等の手続（第43条—第44条）</u></p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 <u>配慮書の作成等</u></p> <p><u>（計画段階配慮事項についての検討）</u></p> <p><u>第3条の2 条例第4条の2第1項の規則で定める事項は、対象事業が実施されるべき区域の位置及び対象事業の規模並びに対象事業が施設等を伴う場合にあっては、その構造及び配置に関する事項とする。</u></p> <p><u>（配慮書の作成）</u></p> <p><u>第3条の3 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、条例第4条の6の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における環境</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 <u>評価書の作成等（第29条—第33条）</u></p> <p>第4節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 <u>事後調査等の手続（第43条・第44条）</u></p> <p>第5章・第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第2章 略</p>

の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要とする。

2 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての対象事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。

(環境影響を受ける範囲であると認められる地域)

第3条の4 条例第4条の4の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(配慮書の送付)

第3条の5 条例第4条の4の規定による送付は、環境影響評価配慮書送付書(第1号様式)を添えて行うものとする。

(配慮書等の公表)

第3条の6 条例第4条の4の規定により配慮書及びこれを要約した書類を公表する場所は、同条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 対象事業を実施しようとする者の事務所

(2) 県の庁舎その他の県の施設

(3) 関係市町の協力が得られた場合にあっては、関係市町の庁舎その他の関係市町の施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

2 条例第4条の4の規定による公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 対象事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

(2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 関係市町の協力が得られた場合にあっては、関係市町のウェブサイトへの掲載

3 前2項に規定する方法による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の

内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第3条の7 条例第4条の5第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(配慮書についての意見の聴取)

第3条の8 対象事業を実施しようとする者は、条例第4条の6の規定により意見を求めるときは、配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 配慮書の案又は配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (6) 次条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 香川県報又は県の広報誌への掲載
- (2) 関係市町の協力が得られた場合にあっては、関係市町の広報誌への掲載
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第3条の6第1項の規定は第1項の規定による縦覧について、同条第2項の規定は第1項の規定による公表について準用する。

(配慮書についての意見書の提出)

第3条の9 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第1項の対象事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該対象事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
- (3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（対象事業の廃止等の公表）

第3条の10 第3条の8第2項の規定は、条例第4条の7第1項の規定による公表について準用する。

2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の7第1項第3号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに対象事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2節 略

（方法書の作成）

第4条 略

2・3 略

4 条例第5条第7号に掲げる事項の記載に当たっては、技術指針で定めるところにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。

5 略

（環境影響を受ける範囲であると認められる地域）

第5条 第3条の4の規定は、条例第6条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域について準用する。この場合において、「事業実施想定区

第1節 略

（方法書の作成）

第4条 略

2・3 略

4 条例第5条第4号に掲げる事項の記載に当たっては、技術指針で定めるところにより選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。

5 略

（環境影響を受ける範囲であると認められる地域）

第5条 条例第6条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境の構成

域」とあるのは、「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。

(方法書等の送付)

第6条 条例第6条の規定による送付は、環境影響評価方法書等送付書（第1号様式の2）を添えて行うものとする。

(方法書等についての公告の方法)

第6条の2 第3条の8第2項の規定は、条例第7条の規定による公告について準用する。

(方法書等の縦覧)

第7条 条例第7条の規定により方法書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な場所

(方法書等について公告する事項)

第8条 略

- (1)～(4) 略
- (5) 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6)・(7) 略

(方法書等の公表)

第8条の2 条例第7条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町の協力が得られた場合にあっては、関係市町のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催)

要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書の送付)

第6条 条例第6条の規定による送付は、環境影響評価方法書送付書（第1号様式）を添えて行うものとする。

(方法書の写しの縦覧)

第7条 条例第7条の規定により方法書の写しを縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから定めるものとする。

- (1) 県の庁舎その他の県の施設
- (2) 事業者の事務所
- (3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所

(方法書について公告する事項)

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
- (6)・(7) 略

第8条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、2回以上開催するものとする。

2 前項の方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

3 第1項の方法書説明会は、条例第6条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の周知)

第8条の4 条例第7条の2第2項の措置は、印刷物の配布、市町の広報誌への掲載その他適当と認められる方法により講ずるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第8条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されること  
によって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知)

第8条の6 条例第7条の2第4項の規定による方法書の記載事項の周知は、要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供することその他の適切な方法により行うものとする。

(方法書説明会の実施状況の報告)

第8条の7 条例第7条の2第5項の規定による報告は、説明会実施状況報告書(第1号様式の3)により行うものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 略

第3節 略

(方法書についての意見書の提出)

第9条 略

第2節 略

(準備書の作成)

第11条 略  
2・3 略  
4 略

- (1)・(2) 略  
(3) 事後調査等報告書の送付予定時期  
(4) 略  
5・6 略

(準備書等の送付)

第12条 略

(準備書等についての公告の方法)

第12条の2 第3条の8第2項の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。

(準備書等の縦覧)

第13条 略

(準備書等について公告する事項)

第14条 略  
(1)～(4) 略  
(5) 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間  
(6)・(7) 略

(準備書等の公表)

第14条の2 第8条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。

(準備書説明会の開催)

第15条 第8条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会の開催について準用する。この場合において、第8条の3第3項中「条例

(準備書の作成)

第11条 略  
2・3 略  
4

条例第13条第6号ウに掲げる事項は、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1)・(2) 略  
(3) 事後調査報告書の送付予定時期  
(4) 略  
5・6 略

(準備書等の送付)

第12条 略

(準備書等の写しの縦覧)

第13条 第7条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。

(準備書等について公告する事項)

第14条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。  
(1)～(4) 略  
(5) 準備書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間  
(6)・(7) 略

(説明会の開催)

第15条 条例第16条第1項の規定による説明会は、2回以上開催するものとする。

第6条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の周知)

第16条 第8条の4の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の措置について準用する。

(責めに帰することができない事由)

第17条 第8条の5の規定は、条例第16条第2項において読み替えて準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。

(準備書の記載事項の周知)

第18条 第8条の6の規定は、条例第16条第2項において読み替えて準用する条例第7条の2第4項の規定による準備書の記載事項の周知について準用する。

(準備書説明会の実施状況の報告)

第19条 条例第16条第2項において読み替えて準用する条例第7条の2第5項の規定による報告は、説明会実施状況報告書により行うものとする。

第4節 略

(評価書等の送付)

第31条 略

2 前項の説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

3 第1項の説明会は、関係地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の周知)

第16条 条例第16条第2項の措置は、印刷物の配布、市町の広報誌への掲載その他適当と認められる方法により講ずるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第17条 条例第16条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知)

第18条 条例第16条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供することその他の適切な方法により行うものとする。

(説明会の実施状況の報告)

第19条 条例第16条第5項の規定による報告は、説明会実施状況報告書(第3号様式)により行うものとする。

第3節 略

(評価書等の送付)

第31条 略



(評価書等についての公告の方法)

第31条の2 第3条の8第2項の規定は、条例第23条の規定による公告について準用する。

(評価書等の縦覧)

第32条 略

(評価書等について公告する事項)

第33条 略

(1)～(4) 略

(5) 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書等の公表)

第33条の2 第8条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。

第5節 略

(事後調査等報告書の作成等)

第43条 条例第32条第2項の規定による事後調査等報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(8) 略

2 条例第32条第2項の規定による送付は、事後調査等報告書送付書（第8号様式）を添えて行うものとする。

(事後調査等報告書についての公告の方法)

第43条の2 第3条の8第2項の規定は、条例第32条第3項の規定による公告について準用する。

(事後調査等報告書の縦覧)

第43条の3 第7条の規定は、条例第32条第3項の規定による縦覧について準用する。

(評価書等の写しの縦覧)

第32条 第7条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。

(評価書等について公告する事項)

第33条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 評価書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

第4節 略

(事後調査報告書の作成等)

第43条 条例第32条第2項の規定による事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(8) 略

2 条例第32条第2項の規定による送付は、事後調査報告書送付書（第8号様式）を添えて行うものとする。

(事後調査等報告書について公告する事項)

第43条の4 条例第32条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 事後調査等報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(事後調査等報告書の公表)

第43条の5 第8条の2の規定は、条例第32条第3項の規定による公表について準用する。

(調査職員の身分証明書)

第44条 略

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

第45条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（次項において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（次項において「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第3章第1節の規定による環境影響評価その他の手続は、第3項及び第4項に定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が四国地方整備局長に委任されている場合にあっては、四国地方整備局長）又は市町）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業の事業者に代わるものとして行うことができる。この場合において、条例第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、対象事業が市街地開発事業として都市計画法

(調査職員の身分証明書)

第44条 略

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

第45条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規

の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第5条から第31条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第48条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業の事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第26条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

3 第1項又は前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第31条まで（条例第4条の3第2項、第4条の7第1項第3号及び第2項並びに第26条第1項第3号及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>条例第4条の2第1項</u>	<u>対象事業を実施しようとする者は、対象事業</u>	<u>香川県環境影響評価条例施行規則（平成11年香川県規則第41号。以下「施行規則」という。）第45条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、同条第2項の対象事業等（第25条及び第26条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都</u>
-------------------	-----------------------------	--

定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第5条から第31条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第48条までに定めるところにより、同法第15条第1項の県若しくは市町（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が四国地方整備局長に委任されている場合にあっては、四国地方整備局長）又は市町）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業の事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第26条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第31条まで（条例第26条第1項第3号及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

--	--	--

		市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
	当該対象事業を実施しようとする者	当該都市計画決定権者
条例第4条の3第1項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	名称
	対象事業の	都市計画対象事業の
条例第4条の4	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	対象事業に	都市計画対象事業に
条例第4条の5第1項及び第4条の6	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
条例第4条の7第1項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	対象事業を実施しない	都市計画対象事業を都市計画に定めない
条例第5条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業

条例第5条各号  
列記以外の部分

事業者

対象事業

香川県環境影響評価条例  
施行規則（平成11年香川  
県規則第41号。以下「施  
行規則」という。）第45  
条第1項の都市計画決定  
権者（以下「都市計画決  
定権者」という。）

施行規則第45条第1項の

	氏名及び住所（法人 にあっては、その名 称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所 在地）	名称
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区 域
条例第6条	略	
条例第7条	事業者	都市計画決定権者
条例第7条の2 第1項	事業者は、規則で定 めるところにより、 前条の縦覧期間内に	都市計画決定権者は、規 則で定めるところにより

		対象事業等（第25条及び 第26条第1項第1号にお いて「対象事業等」とい う。）を都市計画法の規 定により都市計画に定め ようとする場合における 当該都市計画に係る対象 事業（以下「都市計画対 象事業」という。）
条例第5条第1 号	事業者の氏名及び住 所（法人にあっては、 その名称、代表者の 氏名及び主たる事務 所の所在地）	都市計画決定権者の名称
条例第5条第2 号	対象事業	都市計画対象事業
条例第5条第3 号	対象事業 対象事業実施区域	都市計画対象事業 都市計画対象事業実施区 域
条例第5条第4 号	対象事業	都市計画対象事業
条例第6条	略	

条例第7条の2 第2項及び第3 項	事業者	都市計画決定権者
条例第7条の2 第4項	事業者	都市計画決定権者
	規則で定めるところ により、前条の縦覧 期間内に	規則で定めるところによ り
条例第7条の2 第5項及び第8 条から第10条ま で	略	
条例第11条から 第14条まで	略	
条例第15条	事業者	都市計画決定権者
条例第16条第1 項	略	
条例第16条第2 項及び第17条か ら第20条第1項 まで	略	
条例第20条第2 項	略	
略		
条例第21条第2 項から第23条ま	略	

条例第8条から 第10条まで	略	
条例第11条から 第14条まで	略	
条例第16条第1 項	略	
条例第16条第2 項及び第3項	略	
条例第16条第4 項	事業者	都市計画決定権者
	規則で定めるところ により、前条の縦覧 期間内に	規則で定めるところによ り
条例第16条第5 項及び第17条か ら第20条第1項 まで	事業者	都市計画決定権者
条例第20条第2 項	略	
略		
条例第21条第2 項及び第22条	略	

で  
略

4 第1項又は第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第3条の2から第42条まで（第3条の10第2項第4号、第4条第5項、第11条第6項、第30条第4項及び第36条第4号を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の2	条例第4条の2第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2第1項
第3条の3第1項	条例第4条の3第1項第5号	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号
第3条の3第2項	条例第4条の3第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
第3条の4及び第3条の5	条例第4条の4	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の6第1項及び第2項	条例第4条の4	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の7	条例第4条の5第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の8第1項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の6	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6

略

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第42条まで（第4条第5項、第11条第6項、第30条第4項及び第36条第4号を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

--	--	--

	<u>氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u>	<u>名称</u>
	<u>対象事業の</u>	<u>都市計画対象事業の</u>
第3条の8第3項	第3条の6第1項	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第3条の6第1項
	第1項	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第3条の8第1項
	同条第2項	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第3条の6第2項
第3条の9第1項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の10第1項	条例第4条の7第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項
第3条の10第2項	条例第4条の7第1項の	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項の
	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	<u>対象事業の</u>	<u>都市計画対象事業の</u>
	条例第4条の7第1項各号	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項各



		号
第4条第1項	条例第5条第2号	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第5条第2号
	略	
第4条第2項	条例第5条第3号	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3号
第4条第4項	条例第5条第7号	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第5条第7号
第5条	第3条の4	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第3条の4
	条例第6条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	略	
第6条	条例第6条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第6条の2	条例第7条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第7条	条例第7条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者	略
第8条	条例第7条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、	略

第4条第1項	条例第5条第2号	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第2号
	略	
第4条第2項	条例第5条第3号	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3号
第4条第4項	条例第5条第4号	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4号
第5条		
	条例第6条	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	略	
第6条	条例第6条	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第7条		
	事業者	略
第8条		
	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、	略

	その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
	略	
	条例第6条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	条例第8条第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第8条の2	条例第7条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	事業者	都市計画決定権者
第8条の3第1項	条例第7条の2第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
第8条の3第3項	条例第6条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第8条の4	条例第7条の2第2項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第8条の5	条例第7条の2第4項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第8条の6	条例第7条の2第4項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
第8条の7	条例第7条の2第5項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第5項

	その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
	略	
	条例第6条	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	条例第8条第1項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項

第9条第1項	条例第8条第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第10条第1項	条例第10条第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
略		
第11条第2項	条例第13条第4号	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第13条第4号
第11条第5項	条例第13条第6号工	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第13条第6号工
第12条第1項	条例第14条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第14条
第12条第2項	略	
第12条の2	条例第15条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第13条	第7条	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第7条
	条例第15条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第14条	条例第15条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務	略

第9条第1項	条例第8条第1項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第10条第1項	条例第10条第1項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
略		
第11条第2項	条例第13条第4号	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第13条第4号
第11条第5項	条例第13条第6号工	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第13条第6号工
第12条第1項	条例第14条	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条
第12条第2項	略	
第13条	第7条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される第7条
第14条	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務	略

	所の所在地)	
	略	
	条例第17条第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第14条の2	第8条の2	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第8条の2
	条例第15条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第15条	第8条の3	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第8条の3
	条例第16条第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第16条	第8条の4	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第8条の4
	条例第16条第2項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第17条	第8条の5	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第8条の5
	条例第16条第2項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第18条	第8条の6	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第8条の6

	所の所在地)	
	略	
	条例第17条第1項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第15条第1項	条例第16条第1項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第15条第3項	事業者	都市計画決定権者
第16条	条例第16条第2項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第17条	条例第16条第4項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
	事業者	都市計画決定権者
第18条		

	条例第16条第2項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第19条	条例第16条第2項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第20条	第9条	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第9条
	条例第17条第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
略		
第28条第1項	条例第20条第1項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項
第28条第2項	第10条第2項	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第29条	略	
	条例第6条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条
略		
第30条第2項	第11条第2項	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第11条第2項
	条例第21条第2項第4号	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項第4号
第30条第3項	第11条第1項及び第3項から第5項まで	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第11条第1項及び第3項

	条例第16条第4項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
第19条	条例第16条第5項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第5項
第20条	第9条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される第9条
	条例第17条第1項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
略		
第28条第1項	条例第20条第1項	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項
第28条第2項	第10条第2項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第29条	略	
	条例第6条	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条
略		
第30条第2項	第11条第2項	第45条第3項の規定により読み替えて適用される第11条第2項
	条例第21条第2項第4号	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項第4号
第30条第3項	第11条第1項及び第3項から第5項まで	第45条第3項の規定により読み替えて適用される第11条第1項及び第3項

		から第5項まで
第31条	条例第22条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第31条の2	条例第23条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第23条
第32条	第7条	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第7条
	条例第23条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第23条
第33条	条例第23条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第23条
	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	略
	略	
第33条の2	第8条の2	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第8条の2
	条例第23条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される条例第23条
第34条	第29条	第45条第4項の規定により読み替えて適用される第29条
	条例第25条ただし書	第45条第3項の規定により読み替えて適用される

		から第5項まで
第31条	条例第22条	第45条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第32条	第7条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される第7条
第33条	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	略
	略	
第34条	第29条	第45条第3項の規定により読み替えて適用される第29条
	条例第25条ただし書	第45条第2項の規定により読み替えて適用される



に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 略

条例第27条第2項	略	
	第5条第2号	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第5条第2号
条例第27条第3項	略	
	第5条第2号	施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第5条第2号
	略	限る。)
		限る。)」と、「第21条第1項」とあるのは「施行規則第45条第3項の規定により読み替えて適用される第21条第1項

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第47条 事業者が条例第5条の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書又は方法書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第45条第2項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 略

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定に

画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第27条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

条例第27条第2項	略	
	第5条第2号	施行規則第45条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第2号
条例第27条第3項	略	
	第5条第2号	施行規則第45条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第2号
	略	限る。)
		限る。)」と、「第21条第1項」とあるのは「施行規則第45条第2項の規定により読み替えて適用される第21条第1項

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第47条 条例第5条の規定により事業者が方法書を作成してから条例第7条の規定による公告が行われるまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者(事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)に、その旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第45条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 略

3 条例第7条の規定による公告が行われてから条例第15条の規定による公



よる公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第45条第2項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 略

5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第4節及び第5節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第45条第2項の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第23条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

(事業者の協力)

第48条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第45条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(事業者等が勧告に従わなかった場合の公表)

第49条 略

- (1) 対象事業を実施しようとする者又は事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 略
- (3) 事業実施想定区域又は対象事業実施区域
- (4)・(5) 略

(書類の提出部数等)

第50条 条例又はこの規則の規定により対象事業を実施しようとする者又は

告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第45条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 略

5 条例第15条の規定による公告が行われてから条例第23条の規定による公告が行われるまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第3節及び第4節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第45条第1項の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第23条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

(事業者の協力)

第48条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第45条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(事業者が勧告に従わなかった場合の公表)

第49条 条例第44条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を香川県報に登載して行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 略
- (3) 対象事業実施区域
- (4)・(5) 略

(書類の提出部数等)

第50条 条例又はこの規則の規定により事業者が知事に送付する書類は、当

事業者が知事に送付する書類は、当該書類の種類ごとに正本及びその写しとし、それらの提出部数は、知事が別に定める。

別表第1（第3条関係）

事業の種類	対象事業の要件
1～4 略	
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	<p>(1) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気事業（発電用の電気工作物（水力、<u>地熱</u>又は<u>風力</u>を原動力とするものを除く。）を設置するものに限る。）及びガス事業（ガスの供給のために施設するガス発生設備を設置するものに限る。）に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設の事業（敷地の面積が20ヘクタール以上である工場等を設けるもの、1時間当たりの最大排出ガス量（温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算した値をいう。以下同じ。）が10万立方メートル以上である工場等を設けるもの又は1日当たりの平均的な排出水量が1万立方メートル以上である工場等を設けるものに限る。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業</u></p> <p>(4) <u>出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業</u></p>
6～15 略	

別表第2（第12条関係）

対象事業の区分	準備書等の送付時期
1 別表第1の1の項に該当する対象事業	<p>略</p> <p>(1) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第6項若しくは第</p>

該書類の種類ごとに正本及びその写しとし、それらの提出部数は、知事が別に定める。

別表第1（第3条関係）

事業の種類	対象事業の要件
1～4 略	
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	<p>(1) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気事業（発電用の電気工作物（水力又は<u>地熱</u>を原動力とするものを除く。）を設置するものに限る。）及びガス事業（ガスの供給のために施設するガス発生設備を設置するものに限る。）に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設の事業（敷地の面積が20ヘクタール以上である工場等を設けるもの、1時間当たりの最大排出ガス量（温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算した値をいう。以下同じ。）が10万立方メートル以上である工場等を設けるもの又は1日当たりの平均的な排出水量が1万立方メートル以上である工場等を設けるものに限る。）</p> <p>(2) 略</p>
6～15 略	

別表第2（第12条関係）

対象事業の区分	準備書等の送付時期
1 別表第1の1の項に該当する対象事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前</p> <p>(1) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第6項、第10条第</p>

	10条第1項若しくは第4項の規定に基づく許可の申請又は第18条第2項若しくは第3項の規定に基づく届出 (2)～(4) 略
2～14 略	

別表第4 (第37条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～5 略		
6 別表第1の5の項に該当する対象事業(電気事業に係るものに限る。)	略 放水口の位置 風力発電所の発電設備の位置	略 発電設備が100メートル以上移動しないこと。
7～16 略		

	1項若しくは第4項若しくは第18条第1項若しくは第4項の規定に基づく許可の申請又は同項の規定に基づく協議の申出 (2)～(4) 略
2～14 略	

別表第4 (第37条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～5 略		
6 別表第1の5の項に該当する対象事業(電気事業に係るものに限る。)	略 放水口の位置	略
7～16 略		

第1号様式（第3条の5関係）

（日本工業規格A列4番）

環境影響評価配慮書送付書

年 月 日

香川県知事 殿  
（ 市町長）

住 所  
氏 名

㊤

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県環境影響評価条例第4条の4の規定により、環境影響評価配慮書を送付します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
事 業 実 施 想 定 区 域	
条例第4条の4の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	
配 慮 書 に つ い て の 意 見 書 の 提 出 先	
連 絡 先	住所 氏名 電話番号

- 注1 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の左欄に掲げる事業の種類を記入すること。  
 2 「条例第4条の4の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」については、当該範囲を示した図面を添付すること。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式の2 (第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

環境影響評価方法書等送付書

年 月 日

香川県知事 殿  
( 市町長)

住 所  
氏 名  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県環境影響評価条例第6条の規定により、環境影響評価方法書等を送付します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対 象 事 業 実 施 区 域	
条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	
方法書についての意見書の提出先	
連 絡 先	住所 氏名 電話番号

- 注1 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の左欄に掲げる事業の種類を記入すること。  
2 「条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」については、当該範囲を示した図面を添付すること。  
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式 (第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

環境影響評価方法書送付書

年 月 日

香川県知事 殿  
( 市町長)

住 所  
氏 名  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県環境影響評価条例第6条の規定により、環境影響評価方法書を送付します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対 象 事 業 実 施 区 域	
条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	
方法書についての意見書の提出先	
連 絡 先	住所 氏名 電話番号

- 注1 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の左欄に掲げる事業の種類を記入すること。  
2 「条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」については、当該範囲を示した図面を添付すること。  
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式の3 (第8条の7、第19条関係)

(日本工業規格A列4番)

説明会実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県環境影響評価条例第7条の2第5項(第16条第2項において読み替えて準用する同条例第7条の2第5項)の規定により、方法書説明会(準備書説明会)の実施状況について、次のとおり報告します。

対 象 事 業 の 名 称		
対 象 事 業 の 種 類		
説 明 会	開 催 名 称	
	開 催 日 時	年 月 日 時から 時まで
	開 催 場 所	会場の所在地 会場の名称
	参 加 者 数	人
	事 業 者 側 の 出 席 者	
	経 過 及 び 概 要	別紙のとおり
連 絡 先	住所 氏名 電話番号	

- 注1 この報告書は、説明会の開催ごとに作成すること。  
 2 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の左欄に掲げる事業の種類を記入すること。  
 3 「事業者側の出席者」の欄には、全ての出席者について、その役職名及び氏名を記入すること。  
 4 説明会において配布した資料があるときは、当該資料を添付すること。  
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式 (第12条関係)

略

第2号様式 (第12条関係)

略

説明会実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
氏 名

㊤

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県環境影響評価条例第16条第5項の規定により、説明会の実施状況について、次のとおり報告します。

対 象 事 業 の 名 称		
対 象 事 業 の 種 類		
説 明 会	開 催 名 称	
	開 催 日 時	年 月 日 時から 時まで
	開 催 場 所	会場の所在地 会場の名称
	参 加 者 数	人
	事 業 者 側 の 出 席 者	
	経 過 及 び 概 要	別紙のとおり
連 絡 先	住所 氏名 電話番号	

- 注1 この報告書は、説明会の開催ごとに作成すること。  
 2 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の左欄に掲げる事業の種類を記入すること。  
 3 「事業者側の出席者」の欄には、すべての出席者について、その役職名及び氏名を記入すること。  
 4 説明会において配布した資料があるときは、当該資料を添付すること。  
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第8号様式（第43条関係）

（日本工業規格A列4番）

事後調査等報告書送付書

年 月 日

香川県知事  
（ 市町長）

殿

住 所  
氏 名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県環境影響評価条例第32条第2項の規定により、事後調査等報告書を送付します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対 象 事 業 実 施 区 域	
連 絡 先	住所 氏名 電話番号

- 注1 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の左欄に掲げる事業の種類を記入すること。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第8号様式（第43条関係）

（日本工業規格A列4番）

事後調査報告書送付書

年 月 日

香川県知事  
（ 市町長）

殿

住 所  
氏 名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

香川県環境影響評価条例第32条第2項の規定により、事後調査報告書を送付します。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対 象 事 業 実 施 区 域	
連 絡 先	住所 氏名 電話番号

- 注1 「対象事業の種類」の欄には、別表第1の左欄に掲げる事業の種類を記入すること。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

- この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の5の項(3)の規定は、この規則の施行の日前に着手した風力発電所の設置の工事業については、適用しない。